

## 第 17 回青森県男女共同参画審議会議事録

日時：平成 21 年 10 月 23 日（金）

午後 2 時～4 時

場所：ラ・プラス青い森 4 階ラ・メール

[出席委員] 佐藤委員、内海委員、内田委員、北村委員、齊藤（敏）委員、本間委員、  
長谷川委員、吉村委員、齊藤（久）委員、松本委員、村岡委員

[欠席委員] 逢坂委員、岩間委員、成田委員、東出委員

司会： ただ今から「第 17 回青森県男女共同参画審議会」を開会いたします。開会にあたりまして、環境生活部阿部次長からご挨拶申し上げます。

阿部次長：皆様には、日頃から男女共同参画行政の推進に格別のご理解とご協力をいただき心から感謝申し上げます。

少子高齢化の進行や社会経済情勢の急激な変化に対応し、活力ある地域社会を維持していく上で、男性も女性も互いにその人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら支え合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、非常に重要であると考えております。本年は、男女共同参画社会基本法が公布、施行されて 10 周年にあたり、国では男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しております。

県においても、ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女がともにいきいきと暮らせる環境整備に取り組んでいきたいと考えております。また県では、一昨年 3 月、「新あおもり男女共同参画プラン 21」を策定し、計画の着実な推進を図るため、10 項目の指標の進行管理を行ってまいりましたが、今回その指標の見直しをすることとし、新たな指標は、去る 9 月 3 日の青森県男女共同参画推進本部会議において承認されました。その際、本部長である三村知事から県庁各部局の一層の連携・協力の下、男女共同参画社会の実現に向け、施策の更なる充実に努めるよう指示されたところでございます。

本日は、この新たな指標と「平成 21 年度版青森県の男女共同参画の現状と施策」について、ご報告いたします。委員の皆様には忌憚のないご意見・ご提言を承りますようお願い申し上げますとともに、本県の男女共同参画社会の実現に向けて、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、ご挨拶といたします。よろしくお願いたします。

司会：ここで本年度、新しく委員となられた方がおられますので、ご紹介申し上げます。青森県男女共同参画推進協議会会長の北村真夕美様でございます。前任の成田宏子様にご代わってお願いいたしました。北村様の委嘱期間は前任者の残任期間の平成 22 年 2 月までとなっております。よろしくお願いたします。またもうお一方、本日はご欠席となっておりますが、青森県町村会会長は工藤祐直様から逢坂雄一様に代わりましたので、申し添えます。

次に、事務局をご紹介します。先程、ご挨拶申し上げました、環境生活部次長の阿部征裕です。青少年・男女共同参画課長の高田敬子です。青少年・男女共同参画課男女共同参画グループマネージャーの小川政幸です。本日は、このほかに男女共同参画グループの職員が同席しております。

次に、会議内容の公開についてお願い申し上げます。本日の審議会におけるご発言は、県の行政改革大綱の提言に基づき、後日、県のホームページに公開することとしておりますので、予めご了解願います。

ここで、会議の成立につきまして、ご報告いたします。会議は「青森県附属機関に関する条例第 6 条の 3」に基づき、半数以上の出席を必要としています。本日は、逢坂委員、岩間委員、成

田委員、東出委員の4名の方が欠席されておりますが、過半数の出席がございますので、会議は成立しております。

それでは、議事に入らせていただきますが、「青森県附属機関に関する条例第6条の2」に基づき、会長が会議の議長となることが規定されておりますので、この後は、佐藤会長に議事を進めていただきます。それでは、佐藤会長よろしくお願いたします。

会長：皆さん、こんにちは。座って進めさせていただきたいと思っております。これから議事を始めたいと思っておりますが、その前に一言ご挨拶といたしますか、ご説明いただいてもよろしいでしょうか？私の方から申し上げてからにしますか？

大変ご無沙汰しております。確か1月29日の説明会でお目にかかったと思っておりますが、その後、約9ヶ月ぶりにお会いいたします。この間、いろんなことがございましたけれども、先程阿部次長さんからもお話がありましたように、今年は男女共同参画社会基本法が成立して10年の節目の年になります。それを期して国の方では、男女共同参画社会作りの第2ステージということで、よりきめ細かくと言いますか、身近なところでの男女共同参画を進めようということで、提言が出されております。それと同時にいよいよ政権交代が実現しまして、今新しい政策が次々打ち出されていようとしていますが、その中で男女共同参画も、より一層進むのではないかと期待されます。そのような中で、審議会が開かれます。今日は、残念ながらご欠席の委員の方もいらっしゃいますけれども、今期、お務めいただいている委員の方々にとりましては、最後の審議会になります。重要な案件がいくつかございますので、時間の許す限り、掘り下げた充実した意見交換をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

今申し上げましたように、ちょっと当初予定していた審議会の日程、私も委員の皆様も8月と2月にあるというふうに予定されていた方がいらっしゃったのではないかと思います。今回ちょっと時期がずれましたので、そのことについてのご事情を高田課長さんから簡単に結構ですので、ご説明いただいたあと、議事に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局(高田課長)：青少年・男女共同参画課長の高田でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、今のお話につきまして、説明をさせていただきます。今、会長がおっしゃられたように、ここ1、2年は8月と2月で開催をしてきたところでございます。18年度は男女共同参画に関する基本計画であります新プラン21の作成ということがございましたので、その時は親会議と部会を設けて皆さんで審議をさせていただいてプランが策定されましたが、19年度は、8月、2月、20年度は8月の審議会と1月末の説明会というような形で進めてきたところです。ただ通常は、プランの策定案を検討するといった諮問案がない時には、ここでプランの進行管理をするということになりますので、その指標の数字がまとまった段階で、皆様にお示しをしまして、進行状況がどうなっているのかということをご審議いただくというのが通常の審議会の協議の内容ということだったと思っておりますが、今回は指標の見直しということを行わなくてはならない状況となりました。昨年度の説明会でもお話をいたしました。基本計画で我々の指標のよりどころとしておりました指標が、県の総合基本計画において、なくなるということになりましたものですから、この男女共同参画基本計画であるプランの中で、もう一度設定をし直すという作業が今年度出て参りました。そのため、通常は、私どもの政策の実績の成果である数字がまとまるのが7月の中旬くらいでございます。それを基に全庁的な課長レベルの男女共同参画関連の会議であります推進会議というのを行います。そこで課長レベルでの話合いの結果をベースに、知事を本部長といたします推進本部会議、これは、関係部局長が全部集まっている会議ですが、そちらの方で、さらに推進状況を審議していただいて、それで、先程次長の説明の挨拶にありましたように、知事からの指示があるというようなことで進んでおりますので、今年度は、課長会議、本

部会議が、指標の関係もございまして、1ヶ月ほどずれたということがありまして、推進会議は8月末に、本部会議が9月の議会前になったという状況にございます。しかも、今回は9月議会が、大変長い期間かかりました。通常ですと10月の初旬くらいで終了しているのですが、今回は、県の事情で決算の委員会が10月に開かれまして、この19日にやっと議事が終了したところでございます。そういった県の諸々の事情がございまして、今日の開催ということになりました。まあただ、諮問案件がない場合は…、

会長：もう、すいません。事情がわかりましたので、それで結構です。ただ、今日ご出席できなかった議員の中には、当初もう少し早い時期というのを想定していて、ご案内が来られた時には、もう日程が入っていたということは何人からか伺いましたので、ご説明いただきました。

では、時間の関係もありますので、早速会議に入りたいと思います。先程ご案内がありましたように、今日の案件は3件ございます。まず1件は「新あおもり男女共同参画プラン21に関連する指標について」ということで、今ご説明がございましたように、新プランについて、県の総合計画と整合性をもたせて指標を作るということで、1月の説明会でもご案内があったものですが、そのことについて、まず事務局の方からご説明いただき、その後意見をいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

事務局(小川):事務局の小川でございます。私からご説明いたします。

案件(1)であります「新あおもり男女共同参画プラン21に関連する指標」についてご報告いたします。「新あおもり男女共同参画プラン21に関連する指標」につきましては、県の長期基本計画、未来への挑戦の策定に伴いまして、その見直し作業を進めてきたところです。今年の1月には、先程もお話がありましたが、審議会としてではございませんが、説明会として、当審議会のメンバーの皆さまから、指標に関するご意見をいただきまして、それをもとに原案を作り、去る9月3日の男女共同参画推進本部において23年度までの指標を見直し決定したところでございます。

それでは、その指標についてご説明いたします。資料といたしましては、資料1の見直し前という資料と、資料2の見直し後の二つがございます。まず、資料1の見直し前についてご覧になっていただきたいと思っております。

この中で、黄色の欄がございます。具体的には基本目標 No.2 の男女共同参画基本計画策定市町村割合であります。これについては検討の結果、他の基本目標に属する方が適切であるとして移動したものです。これにつきましては後程、見直し後の指標でご説明いたします。次に青の欄ですが、これは今回指標から削除したものです。具体的には、No.3の年間総労働時間です。これは昨今、労働時間が長いものと短いものが共に増加しているということから、全労働者を平均して目標を設定することは時宜に合わないのではないかということで、削除することになりました。

次に No.6 のDV相談の解決率ですが、これについては、DV相談の支援センターに相談があれば、その相談に応じるのが通常当たり前ですので、それをもって解決率とするのは、少し問題があるであろうということで、今回削除することになりました。

次に No.8 の職場、家庭における男女共同参画が図られていると思う人の割合であります。これについて問題はないのですが、実はこの調査自体が、今年度から廃止することになったために削除せざるを得なかったというものです。

次に、その下の No.9 の学校支援ボランティアを導入している小中学校の割合ですが、これにつきましては男女共同参画との関連性の理解が得られにくいというご意見がありましたので、これも今回削除することといたしました。

これまで1項目を移動しまして4項目を削除したわけですが、皆さまからのご意見で10

項目程度の指標が妥当であるというご意見を前回いただいておりますので、見直し後の指標も 10 項目としております。

それでは資料の 2 の方をご覧ください。資料 2 見直し後の指標です。説明に入る前に、この中の赤い字で書かれているところは変更があったところです。つまり、新しく設定したものは、その欄全部が赤い字ということになっております。また、前からある指標であっても、目標値につきましては、次の 2 点で見直しいたしました。その 1 点は他の県の計画、それぞれ独自に持っているものがありますので、それとの整合性を図ることと、あともう一点は、既に目標値を超えたものであるとか超えそうなものについては、再度設定し直しております。

それでは個々の指標項目についてご説明いたします。基本目標、政策・方針・決定過程への女性の参画拡大であります。その No.1 県審議会等の女性委員の比率であります。これは見直し前からございます。基準値は平成 18 年 4 月が 40.4%、現状値が平成 21 年 4 月が 39.4%、目標値が平成 23 年度で 50.0%と設定しております。指標の内容についてですが、県の附属機関の審議会等に占める女性委員の比率であります。政策・方針決定過程への女性の参画を促進するものであります。目標値は生活創造プランに掲げました値を引き続き設定しております。現状及び今後の方策等についてですが、現状値が基準値を若干下回っております。今後も女性人材バンクを整備するほか、審議会委員として活躍できる女性人材の育成を図り、女性の積極的な登用を働きかけていきたいと考えております。

続きまして、No.2 女性人材バンク登録者数であります。これは男女共同参画基本計画策定市町村割合に替わる新しい指標として設定したものでございます。基準値が平成 18 年 3 月が 213 人、現状値が平成 21 年 3 月で 244 人、目標値を平成 23 年度で 275 人と設定しております。指標の内容ですが、政策・方針決定過程への女性の参画促進を目的に整備されました女性人材バンクの登録者数です。目標値は、平成 21 年 3 月の達成状況を踏まえて、年 10 人程度の増加を見込んで設定しております。現状及び今後の方策等についてですが、現状値が基準値と比較して 31 名増加いたしました。今後も市町村等関係機関への働きかけにより、登録者の増加を目指していきたいと考えております。

次に基本目標、職場・家庭・地域における男女共同参画の実現でございます。これの No.3 育児休業取得率です。これは見直し前の年間総労働時間に替わる新しい指標として設定したものです。基準値が平成 20 年度が女性 76.7%、男性 0%、現状値が同じく女性 76.7%、男性 0%、目標値が平成 23 年度が女性 90.6%、男性 1.23%と設定しております。指標の内容ですが、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置及び仕事と育児の両立に関する事項として、青森県中小企業等労働条件実態調査におきまして、本県の中小企業における男女の育児休業取得率を調査した数値を設定したものです。県内の中小企業 1 千社を対象としたアンケート調査です。この調査では、基準値が 20 年、現状値が 20 年となっております。実はこの調査自体は以前から実施されていたんですけども、この育児休業の取得率の算定方法を平成 20 年度から変更しました関係で、平成 20 年度を基準値とさせていただきます。そして次に目標値ですが、直近平成 20 年度の全国の取得率であります。この全国の取得率も厚生労働省の雇用均等基本調査による数値を県の目標値として設定させていただきます。次に現状及び今後の方策等についてですが、女性、男性ともに本県が全国に比べて低い状況にあることから、県で実施しています「青森県勤労女性講座」や「青森県労働講座」を受講する労使関係者及び一般県民に対し、仕事と育児に関する普及・啓発を図ることにより、育児休業の取得を積極的に働きかけていくこととしております。今は、ワーク・ライフ・バランスを中心に開講しているということでございます。

次に No.4 家族経営協定締結農家数でございます。これは見直し前からある指標項目です。基準値が平成 18 年 3 月で 5 2 0 戸、現状値が平成 21 年 3 月で 7 7 3 戸、目標値が平成 23 年度で 9 4 0 戸と設定しております。指標の内容は、農業経営における役割や労働条件等を家族間で取り決める家族経営協定を締結する農家数でございます。目標値につきましては、見直し前は、1

千戸ということで設定しておりましたが、それを今回940戸に変更しております。というのは、青森県農山漁村男女共同参画目標というのを平成19年度に全国で一斉に策定することとなり、その目標値を平成24年度に1千戸としましたので、それから逆算して940戸ということを目指して設定しております。現状及び今後の方策等についてですが、家族経営協定締結数は、基準値と比較して253戸、率にしまして49%増加しました。今後も農業経営における男女共同参画推進に効果的な取組である家族経営協定締結数の拡大を積極的に働きかけていくこととしております。

次にNo.5放課後児童クラブ等設置率であります。この項目自体は、以前からあったんですが、ここの指標項目を設置率に替えたということで赤くなっております。実はこの指標につきましては、最初は箇所数で考えておりましたが、少子化のために、毎年小学校が統廃合されていくため、箇所数では不都合が生じる可能性があるということで、率の方がいいのではないかとということで設置率に替えております。基準値が平成18年度が59.2%、現状値が平成20年度で67.8%、目標値は平成23年度で75.0%と設定しております。指標の内容であります。放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施されている「放課後児童クラブ」と、「放課後子ども教室」のうち放課後児童クラブと同等の開設日数（年間200日以上）を有する教室の県内総小学校数における設置率でございます。目標値は、県内小学校数の75%としております。この考え方については、見直し前から変わっておりません。次に現状及び今後の方策等についてですが、現状値が基準値と比較して8.6ポイント上昇いたしました。今後も適切な遊び場及び生活の場が確保され、児童の健全育成が図られるよう、市町村への支援を行うほか、放課後子ども教室と放課後児童クラブの効果的な運営のために研修会、これは市町村の担当者を対象としておりますが、この研修会を継続して実施することとしております。

続きまして、基本目標、男女の人権が推進・擁護される社会の形成でございます。このNo.6、DV予防啓発セミナーにおける理解度です。これは見直し前のDV相談の解決率に替わる新しい指標として設定したものでございます。基準値が平成20年度が96.7%、現状値が同じく平成20年度96.7%、目標値は平成23年度で96.7%以上と設定しております。指標の内容ですが、県内の中学生を対象としましたDV予防啓発セミナーのアンケート結果に基づく生徒の理解度でございます。実は今回これを新たに指標として採用したのは、セミナーの内容をわかりやすく改良することにより、生徒の理解度も上昇いたします。それは、将来DVの加害者も被害者も生まないDVのない社会の実現を期待できるものとして今回設定するというにいたしました。目標値につきましては、このセミナーが20年度から中学生を対象としております関係から、20年度を基準値としております。そして基準値が大変高い値になりましたので、目標値としましては、それを上回るということで「以上」と設定しております。現状及び今後の方策等については、配偶者からの暴力防止や被害者支援計画に掲げるDV予防対策としてセミナーを開催しており、今後も青少年に対する予防啓発活動を推進することとしています。

続きましてNo.7、乳児死亡率、出生千人に対する率でございます。これは見直し前からある指標です。基準値が平成18年が3.0ポイント、現状値が平成20年が2.1ポイント、目標値が平成23年度が3.0ポイントと設定しております。指標の内容ですが、1月から12月までの間の出生千人あたりの乳児死亡率であります。女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう母子保健医療対策の促進を図るためのもので、3.0を上回らないことを目標として設定しております。実はこの指標につきましては、既に目標値をクリアしております。それでもこの目標値を現在維持しておりますのは、この目標値3.0ですが、県の次世代育成支援行動計画の前期計画であります「わくわく子育てプラン」というものがございまして、その中に掲げられている目標値をこちらで使っております。そして、その子育てプランの期間が平成21年度までですので、現在そのプランの改定中であり、そのプランの中の目標値が決まった後で、また再度検討したいと考えておりますので、暫定的なものをご理解いただければと思います。現状及び今後の方策等についてですが、平成20年は、目標値を下回り、目標を達成できました。今後も青森県周産期医療シス

テムの円滑な運用や母子保健事業等を通じて、妊娠・出産期の女性が安心して過ごすことができるための環境整備を継続することとしております。

続きまして、基本計画、男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革でございます。そのNo.8 男女共同参画基本計画策定市町村割合です。これは見直し前は基本目標 にあったものを今回 に移動したものです。その理由は、市町村の男女共同参画基本計画の策定というのは、基本目標 の政策・方針決定過程の女性の参画拡大という意味合いもありますが、それだけではなく、むしろ市町村が計画を策定するということは、その住民や職員が男女共同参画という意識を持って事業を行ったりするということで意識改革にもつながるのではないかとということで、今回こちらの方へ移動したものです。基準値は平成 18 年 4 月は 17.5%、県内 40 市町村ありますので、実数で申しますと 7 市町村でした。現状値が 21 年 4 月が 37.5%で 15 市町村、目標値が平成 23 年度が 60.0%、24 市町村を設定しております。指標の内容は、全市町村に対する男女共同参画基本計画を策定した市町村の割合であります。目標値につきましては、見直し前は 40%でしたが、既に 37.5%ということで、あと 1 市町村で目標値を達成いたしますので、今回見直しました。その見直しにあたっては、全国の平均というものを採用いたしまして、平成 20 年 4 月 1 日現在の全国平均が 57.1%ですので、60%ということで設定いたしました。現状及び今後の方策等についてですが、現状値が基準値と比較して 20 ポイント上昇いたしました。今後も市町村へ計画策定のアドバイザーを派遣するなど、計画策定のための支援を行っていきたくて考えております。

次に、No.9 男女共同参画センターホームページアクセス数であります。これは今回新たに設定した指標です。基準値は平成 18 年度が 13,470 件、現状値が平成 20 年度の 20,384 件、目標値が平成 23 年度で 23,000 件と設定しております。指標の内容は、青森県男女共同参画センターのホームページに対するアクセス数であります。今回これを新たに指標として策定したのは、センターのホームページのアクセス件数は、県民の男女共同参画に対する関心の度合いを示すものでもあり、アクセス数が増加することによって、男女共同参画の理解の促進、意識の改革につながるのではないかとということで、新たに設定いたしました。目標値につきましては、平成 20 年度の達成状況を踏まえて、委託先と協議しました結果、年間約 1,000 件の増加を見込んで設定しております。現状及び今後の方策等についてですが、現状値は基準値と比較しまして約 7,000 件増加いたしました。今後も見やすいページ作りやこまめな更新により、アクセス件数の増加を目指していきたくて考えております。

最後に、基本目標、国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進ですが、国際交流ボランティア登録者数であります。これは見直し前からある指標です。基準値は平成 18 年度で 156 人、現状値が平成 20 年度で 319 人、目標値は平成 23 年度で 370 人と設定しております。指標の内容ですが、青森県国際交流協会における通訳やホームステイ等のボランティアの登録者数です。目標値につきましては、見直し前が 200 人になっておりました。既に現状値でそれを超えておりますので、国際交流協会と協議の上、基準値及び登録実績を踏まえて設定しております。現状及び今後の方策等についてですが、現状値が基準値と比較して 163 人増加いたしました。引き続き県民が国際交流活動に直接参加できる機会を提供し、国際交流ボランティアとして活動する県民の増加を図りたいと考えております。以上でございます。

会長：ただ今、ご説明いただきましたけれども、これから協議に入りたいと思います。その前にちょっと確認したいのですが、この、今お示しいただきました見直し後のこの指標は案なのでしょうか？ 今審議会で出される意見を踏まえて、変更の可能性というのはあるのでしょうか？

事務局（小川）：はい、これは先程申しましたように、皆様からは今年の 1 月にこれについてご意見いただきましたものを、9 月 3 日の推進本部で決定しておりますので、これは決定というこ

とです。ただ一つ先程申しましたように、1点、乳児死亡率につきましては、まだ少し暫定的な取り扱いになっているということでございます。以上です。

会長：ちょっとその点について、確か1月29日は説明会ということで、審議会ではございません。それから議事録も確認いたしましたけれども、せっかくの機会なので意見を聞いておくというようなお話だったと思います。それを踏まえてくださったのかもしれませんが、これは今、拝見しますと、それを踏まえている面もあるかもしれませんが、全く新しいものが入っているとしますので、やはり私ども審議会の意見を取り入れていただきたいと思いますが、それではければ、結局事後報告で了承するという事しかないということになりますので、その点について、もう少しご検討いただきたいと思いますが。

事務局(小川)：はい、申し訳ありません。ご意見は1月の説明会の際に、40何項目だったと思いますが、指標による進行管理ではなく、白書の自己点検項目の案として、・・・

会長：繰り返し申し上げるように、あれは審議会ではございませんので、で、そこまでちょっと遡るつもりはないのですが、ただ、この指標はこれから男女共同参画を進めていく上で、大変重要なものだと思いますので、だからこそ審議会で審議して、委員の様々な意見を反映した形で実施していただきたいと思っています。私どもはそのつもりでありますので、これからいろいろご意見を伺いますけれども、そのご意見をぜひ反映させていただきたいということです。この点につきまして、委員の方々からご意見をいただきたいと思いますが、まずその点についてと、それから、あと具体的に今お示しいただきました10の指標について、ご意見をそれぞれ伺いたいと思います。事務局からあればどうぞ。

事務局(小川)：審議会につきましては、審議会の審議事項というのは、皆さんもご存知だと思いますが、第一義的には、県は基本計画、男女共同参画プランについては、必ず審議会にかけて、ご意見をいただかなくてはいけないということになっております。あと、苦情処理委員会は、必ずこの委員会の委員の中でということです。あと、必要に応じて県、つまり知事から要請があれば、重要事項についてはこちらの方でご意見をいただくということになりますが、そういう意味で、指標については、いわゆる審議会の審議事項という形では私は理解していません。

会長：そうしますと、これから私どもが申し上げる意見というのは、どのような扱いになるんですか？

事務局(小川)：はい、この計画実施期間が23年度までということになっておりますので、皆さんのご意見は、23年度に始まる計画の見直しの作業の中で、指標の見直しも行いますので、その際には、参考とさせていただきたいと思っております。

会長：事務局からの説明はそのようなことなのですが、それでは何か、伺った時にただ、私どもがその時に感じた意見を言うってことで、それが必ずしも反映されるっていう保証はないというふうに受け止められますがそれでよろしいのでしょうか？

審議会ではない場で、それぞれが言った意見を反映したというふうにおっしゃっていますが、それ自身、審議会ではない場で出した意見を入れていること自体もちょっとおかしな話ですよ。今、手続き論をおっしゃるのであれば、ただ、ここだけで時間を取ると時間の浪費だと思いますので、ただ私は会長として申し上げますけれども、審議会の委員は県の方の理解はともかく、この男女共同参画を進めるために、委員として加わっていると思いますので、ぜひここで出された

意見というのは、男女共同参画を進める施策に反映させていただきたいと思います。そのようにご努力いただきたいと思います。あまりこのことで議論していると時間の浪費になりますので、では、今ご説明いただきました10の指標について、それぞれご意見をいただきたいと思います。どうぞ、先程申しましたとおり今期の皆様方にとっては最後の機会になると思いますので、ぜひご意見をいただきたいと思います。はい、本間委員どうぞ。

本間委員：確認でございますが、育児休業取得率を新目標値ということで設定していただくということでありがとうございます。それで、この数字を上げるための方策としまして、もう一度ちょっと教えていただけますでしょうか。

会長：この数字を挙げた理由ですか？

本間委員：いえいえ。この施策のこの率を上げるための施策をおっしゃっていたようです、講習会のようなもの。これを、もう一度教えていただけますか？

事務局(小川)：はい、わかりました。私の方から説明いたします。この現状及び今後の方策等にありますが、一つは青森県勤労女性講座、これは働く女性の福祉の向上を目的とする講座でございます。それと青森県労働講座というのがもう一つありまして、これは労働問題全体についての講座が、以前からやられておりますが、今このような講座を利用しまして、ワーク・ライフ・バランスを中心に講座を組み立てているようでございます。そこでできるだけ育児休業を取得した方がよいというお話、必ずワーク・ライフ・バランスの話が出て参りますので、そういう形で広めていきたいと考えております。

本間委員：講座の対象者はどちらかということ育児休業を取る側の方でしょうか？

事務局(小川)：結構、労務担当の方も、いらっしゃってます。あまり対象を絞らないで一般の方も会社の方もという形でやっているようです。

本間委員：その講座の参加申し込み等は、どのような形でやってらっしゃるわけですか？ 講座自体の周知についてです。

事務局(小川)：周知ですか？ 担当部局に確認しまして、それを皆さんに後ほどお知らせすることによってよろしいでしょうか？ 講座の周知方法ということで。

本間委員：と申しますのは、講座も大変有意義な機会だと思うんですけども、調査をされるわけですから、その機会に、何か広報文のようなものを同封されとかというように、広く企業に、最終的には結果を尋ねるわけですから、企業向けの広報を大々的に何かやられる方策も取り入れられたらよろしいんじゃないかと思えます。

事務局(小川)：はい、そのご意見もお伝えいたします。

会長：はい、どうぞ村岡委員。

村岡委員：育児休業取得率についての質問なんですけども、この数字の解釈についてもうちょっと詳しく、何を何で割って76.7%なのかっていうのを教えてください。

事務局（小川）：この調査は、県内の中小企業 1 千社を対象に、育児休業だけではなくて労務関係全般についてアンケート調査を実施した中での 1 項目であります。1 月から 12 月までの間に出産した方が分母になります。そしてそのうち育児休業を取得した方が分子ということで算定しております。

村岡委員：そうしますと育児休業を取得した期間には関係なくですね、まず、一日というのではないかと思いますけど、短くても長くても 1 ということで。それから、出産のために、妊娠して出産までの間に退職した方は全く分母には入らないということになりますか？

事務局（小川）：そうですね、出産前に辞めた方は入らないということになります。

会長：今、資料 3 についてご意見がいろいろと出されておりますが、よろしいですか？

村岡委員：意見をちょっと。これは決まったということでさっき伺いましたが、23 年度の目標として挙げた数字が全国の現状に合わせたということなんですが、今から意見を言って、どこかに反映されるのかどうかわかりませんが、男性が 0 から 1.23 というのは、0 からすれば大きな進歩ですが、全国の数字と関係なくもうちょっと多く、目標としてはもう少し多くあげてもいいのではないかと思います。5 とか 10 くらい。

会長：この点につきまして青森県で実数に直すと、1.23 というのは何人くらいの男性が取るとこの値になるのでしょうか？

事務局（小川）：大体年間に、1 万人くらいのお子さんが生まれておりますので、123 人くらいの方が…。

会長：それは青森県でですか？

事務局（小川）：青森県です。

会長：123 人の男性が取ればこの値になる。

事務局（小川）：まあ、同じその年に同じ数だけお子さんが生まれたとすればですが。

会長：でも、相当数ですね。

事務局（小川）：そう思います。

会長：実数に直しますと。ただ割合とすれば非常に少ないので、5%となると 500 人ということですか？

事務局（小川）：そうですね。

会長：では、先程申し上げましたように、ちょっとどのような形で反映されるかはわかりませんが、どんどんご意見を出していただければありがたいと思います。他にございませんでしょうか？ はい、内田委員、どうぞ。

内田委員：細かい話になるかもしれませんが、ここで、本県中小企業における1千の企業に対しての調査ということがわかりましたが、だいたい県内のどこの市町村、郡部、例えば青森市内だけとか、それはどうなっているものでしょうか。細かいことで申し訳ありません。

事務局(小川): 調査自体は全体数でしか把握しておりませんが、調査元に確認すればもしかしたらわかる可能性はありますので。

内田委員：出ていましたか、すみません。私たちの方にもそれは冊子入ってますか？ どの辺を調査したということが。経営者は、社員、職員を抱えていますので、今この問題は、大変関心があります。それから社員たちの方々も、関心事として大きいものですから。

事務局(小川): そうですね、今、手元にある資料では、なかなかその細部まではわかりませんので、そこはちょっと確認させていただきまして、もしあれば皆さまに、どの地域とか市町村の割合とか、確認の上お知らせしたいと思います。

会長：では、本間委員。

本間委員：取り組みいただくということでございますので、県と私ども局の方も何か連携してやることがあれば大変いいのではないかと考えています。よろしくご検討方お願いします。

会長：今、お話がありましたように、データといいますが、お持ちのデータというものを県の方と合わせてご提供いただけるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。他にございませんでしょうか？

村岡委員：ちょっと気になるんですが、7ですね、乳児死亡率の、数字そのもののことではなくて、まあここだけが3を超えないという意味の数字なんですよ？ 他はもうそこに達するっていう数字になる…。表現としては、3.0未満か以下か、そういう上回らないということは以下ですかね。3.0以下と表現するのが適切ではないかと思いますが。

事務局(小川): そうですね。そのようにしたいと思います。

会長：では、どうぞご自由に意見をお出してください。松本委員。

松本委員：松本です。基本目標の9で、男女共同参画センターホームページアクセス数とあるんですけども、これは私の意見なんですが、アクセスだけって方もおそらく沢山いらっしゃると思うんですが、内容をちゃんと見るという目的を持ってアクセスするって方の数であればわかるんですが、おそらくたまたまアクセスしちゃったとか、そういう方もいらっしゃると思うんです。そうではなくて、そのホームページに挙がってある具体的な数字をダウンロードした数ですとか、何か有効活用した人の数にした方が、私としては、その社会作りに向けた意識の改革という意味では、そちらの方がいいのではないかと思いましたが、やはりただアクセス数っていうだけでは、ちょっとなんか説得力が弱いような気がしました。以上です。

会長：松本委員のご意見ですけども、アクセスしてダウンロードしたか、向こうで提供されている情報を利用したかというのは何かわかる方法がありますか？

事務局(小川): ちょっと聞いてみたのですが、それはないということでした。こちらで把握できるのは、アクセス数が確実ということです。まあ、ご意見のように、たまたまアクセスした人というものもあるかもしれませんが、そのアクセスが多くあれば、やはり本当に必要な方っていうのも、割合として出てくるだろうということもありまして、設定させていただきました。

会長: 私も今の件について意見を持っていたのですが、このアクセス数というようなものよりも、センターで実施している様々な男女共同参画関係の講座等への参加人数ですね、参加者数の男女別というものは、おそらくセンターの方ですぐ把握できると思いますので、そのような指標にさせていただいた方が、男女共同参画を進めるという目的に沿ってどんなふうに進んでいるかが見えやすいんじゃないかなと思ったのですが。

事務局(小川): はい、それも一つの指標としてなり得るものだと思います。ちょっと一つ、問題があるのは、この頃やはり青森にセンターがあるということで、利用者が少し偏って、全県というのになると利用者はどうなのかなというところがありまして、そこをちょっと検討しているところです。

会長: そうしたら、そのデータを例えば地域別とか利用者の方ですよ、まあどのようにアンケートを取ってるかわかりませんが、得られているデータで数が多くなっているか、あるいは男性の人数が多くなっているかというようなことを、示していただいてもいいかなと思いますけれども。意見です。

事務局(小川): センターの方は、委託していますので、そちらの方と協議して、今後可能であればいろいろと考えていきたいと思います。

会長: 他にご意見ございませんでしょうか?

内海委員: 当初いただいた次第では、先程に戻りますけれども、新あおもり男女共同参画プラン21に関連する指標の見直しについて、という案件のタイトルだったと思うんですよ。だから僕は見直しについていろいろ言えるのかなという、そう思ってきたのですが、今日いただいたのは指標だということで、たぶん、会長さん、その辺のところに困惑されたのかなあというふうに僕は思っております。まあそれはともかくとして、推進本部はいつ開かれたんでしょうか?

事務局(小川): 9月3日に開催しております。

内海委員: その際に、この指標についてどのようなご意見が交わされたんでしょうか?

事務局(小川): 9月3日は、知事からの先程の意見だけでございました。というのも、だいたいその前に推進会議ということで、事務方で大変もんでおりましたので、そういうことで、知事の指示ということだけでございました。

内海委員: 私の記憶では、今その知事が出した県のプランがございますよね? で、その中で必要に応じて、戦略プロジェクトで予算をつける云々と話があったと思うんですが、ここにある数字のどっかを高めたりする時に、どの位の予算をどこにどうつけるかというような議論はなかったのでしょうか? もうそろそろ来年度の予算が、11月ですから始まると思うんですが、つまりそういう全体をカバーして、この部分は男女共同参画の担当課としてこういうチェックをしてい

くと、この部分は弱いんじゃないですかと。だからもう少し予算をつけて数字を上げるか、下げるかはともかく、というようなことをやるために本部がですね、わざわざ筆頭に知事がいて、やっていくんじゃないかというように思うんですね。そこら辺が反映されていかないと、毎年毎年チェックだけしていくで終わっちゃうと、どちらかという内部の、なんて言うかな、自然増みたいなのを期待するって言うんですか？ 積極的に押し上げるとかということ、少なくともこの前の戦略プランを聞いていくとですね、青森県はかなり積極、果敢に攻めていくと。農林水産業に限らずですね、そのような話を聞いていたものですから、ここに出てきたものをやっぱり、本部の前の庁内の担当の者で話をした時に、この数字を出して、これに関わるある担当課にはもう少し予算なりをつけて、ここの数字を上げるとかですね、そういうことをやっていかないと。今後は、私ちょっと不安なのは、切り口として、指標が果たして全体を見るに値するかどうかというのにはちょっとわからないんですよ。いくらいくら投入して、いくらいくら云々というのがわかればいいんですけど。そうでないと、内部がただ時間的な経過における数字だけを、私どもがただチェックするという気がしてですね、もう少し結果が見えるような方向にはできないのかなというのが今の率直な意見です。ただ、その変わったことだけはお聞きしたいんです。見直しについてというのが、なぜ指標ということの説明になったのかと。ここはちょっとお願いします。

会長：お答えいただけますか？

事務局(小川)：先程も佐藤会長がおっしゃられました件に対して、お答えしたとおりなんですけれども、指標に関しては皆さんからのご意見をいただいた上で、いわゆる意思決定は推進本部でします。昨年末に県の基本計画ができましたので、時期をあまり伸ばさないうちに見直ししたいと思っておりました。そういう手続きを踏んでおります。

内海委員：9月ですよ？

事務局(小川)：はい、そうです。

内海委員：その時に了承されたわけですか？

事務局(小川)：はい、了承いたしました。

会長：ですから、前から申しておりますように、この間の審議会に諮るといいますかね、その何を諮るかもそちらでお決めになっているようなお話をされましたけれども、事務局がおっしゃっているように、この指標は県のプランと整合性を持たせた上で、男女共同参画を推進していく上での重要な指標になるわけですので、それについて、審議会が今言ったような事後報告的なことで、それについて意見を言うというような立場でよろしいのかということについては、やはり検討していただきたいと思います。で、今、内海委員がおっしゃいましたことにつきましては、おそらく同じ繰り返しの説明になってしまうと思いますので、内海委員、もうよろしいでしょうか？ただ、今そのことだけを議論していても、先程言いましたようにちょっと内容について触れることができませんので。繰り返し申しますけれども、事務局の皆様と審議会の会長、それから内海委員、副会長でいらっしゃいますので、それとの理解の齟齬があることが、今明らかになっていると思いますので、そのあたりの調整も含めて、ここで出た意見というのは、反映させていただくようにご努力をお願いしたいと思います。

それで、皆さまにこのことについて意見がなければ、私もう1点申し上げたいのですが、先程1月29日のことをおっしゃいましたけれども、その中で出た意見で、今日岩間委員がご欠席でい

らっしゃいます、ご出産ということで、おめでたなんです。が、おっしゃっていた意見で、男性の自殺率を入れてみたらどうかというご意見があったと思います。で、私は先程話題になりました、7番目の乳児死亡率、まあこれまた再度検討で暫定的なものだというようなご意見がありました。それに替えて、男性の自殺率についての目標をあげていただきたいと思います。それは岩間委員もおっしゃっていたと思いますし、プランの中にも男性の健康問題ということで、本県はやはり実際男性の自殺率が高いということがございますので、それを下げるための方策を取るということは、男女共同参画プランにも整合があると思いますので、このことをぜひ入れていただくという事で、岩間委員に代わってというわけではないんですが、意見として申し上げます。

それからもう1点、DV予防啓発セミナーにおける理解度ということですが、このDVについての解決度については確かにあまり意味がないという意見が出たと思います。それで改善されたのだと思いますが、この理解度というのも非常に曖昧なものでして、私も実際にセミナーに関わっている立場からなのですが、アンケートの回答で、ここで既に97.6%出ているものを指標として挙げる価値があるのかどうかということもありますし、私は理解度と言うよりも、実施学校数の割合を指標として挙げることを、それから受講生徒数の割合を挙げることを、これに替えて提案したいと思っております。それもぜひ意見として、ご検討いただきたいと思います。

もう一つ最後にですが、10番目の国際交流ボランティア数ということにつきましても、ただボランティアの全体の人数が増えるということではなくて、男性のボランティア登録数を増やす、割合を増やすということで、ぜひこの男性の男女共同参画、もちろん私が言うまでもないことなんですが、男性がこれまで参加していなかった分野に参加をするための条件整備ということが重要なわけですので、育児休業取得率に男性の割合が入ったのはいいことだと思いますが、ぜひこのボランティアの方にも男性の割合を増やすという指標を入れていただきたいと思います。これも意見です。会長の立場でいろいろ申し上げましたが、他にお気づきの点がございましたら、ぜひおっしゃっていただければと思います。

阿部次長：ちょっとよろしいでしょうか？

会長：はい。

阿部次長：先程、委員の方からおっしゃられた、県の方で施策として、例えばこの目標値を下げるためにどのくらい投資して、政策的効果が上がっていることがどうなのかというお話がありました。実はこの中で、お金をかけて下げるとするのは乳児死亡率であります。これは、県では、県病にかなりの予算をかけて、青森県周産期医療システムみたいなものを作りまして、乳児死亡率を下げるということです。ずっとやってきております。あと、例えば男女共同参画基本計画の策定市町村の割合とかは、県の方で努力していく。その他県の方で努力していけば、お金をかける、かけないに関わらず、上がっていくものもある。あと、かなり私ども設定しながら難しいと思ったのは、先程からいろんなご意見があった育児休業取得率、特に男性の1.23%。これは全国的な現状ですけど、青森県は今、0なわけですが、数値的には低いのですが、これを達成する、あるいは目標に掲げていくことというのは、相当の努力と申しますが、取組をやっていかないとなかなか難しいのかなと考えています。ですから、全てのものが、政策的にこれだけ投資すると成果がどのくらいになっているかということで結びつくものも、結びつかないものもありますので、その辺のご理解をいただきたいと思います。確かに、しっかりと対応するものもあります。それは分けて対応していきたいと思っております。

会長：はい、どうぞ。

内海委員：全くそれはお願いしたいと思います。今、政権交代をして、MBOの管理の仕方が、民主党は正に目標を置いて、それに向けてどんどん達成するためにやっているわけです。前はど  
うしていたかという、ただ積み上げ方式だったわけですよ。だから我々も少し、発想を変えて  
いかざるを得ない。23年度を想定したらどうなるのか、ということもある程度考えてですね、前  
の説明のときに県の人づくり云々でも聞きましたけども、要するに女性の視点で何か切り口をも  
って進めていくと、いろんな問題が出てくるわけですよ。それを解決するためにいろんなものを  
投入していくと、全体的に女性のいろんなのが底上げして、結果として青森県の様々なものが底  
上げにつながるというようなやり方もあるんじゃないかということなんです。例えば、人づくり  
云々にしても、農家の家族経営協定にしても、要するに子どもが少ないのはどうしてかと。それ  
は女性の産むための環境が悪いとか、働く云々というのがあるわけですから、そういうものにつ  
いてもう少し、青森県として積極的に切り込んでいくというようなことを一方で考える必要があ  
るんじゃないかというのが私の意見なんです。で、少なくとも、この数字を見ていくと、もう1  
点気になるのは、これは前々から気にはなっていたんですが、地域バランスが全くわからないん  
ですよ。日本全国と青森県の比較と、過去との比較はわかるんですが、県内の地域バランスが  
よくわからない。数字は幾分出てますが、地域による温度差の部分を、県としてデータは持って  
おられると思うんですけど、我々がそれを見た時に、例えば、下北の方はもう少し重点的になん  
かやった方がいいのではないかと、前に町長さん、首長さんがおられた時に言っておられたま  
たから。そういうようなところに、少しずつ審議会の手法も変えていくようなデータというので  
しょうか、そういうものを出していただけると大変ありがたいと思います。

会長：どうぞ。

村岡委員：関連してなんですけども、男性の育児休業の取得率を上げるには、というか男性が育  
児休業を取らない、取れない理由の大きなものは収入なんですよ。育児休業の法律はできたけ  
れども、休業している間の収入の保障がないということが、かなり妨げになる大きな問題になっ  
ているので、まあそこら辺を改善しようとする、この場合、どこか県単位でできるものではな  
いんですけども、そういったこともあるので、かなりハードルが高いということは理解している  
んですが、1%からでもいいですけども、徐々に上げていく努力をしたいということです。もう  
一つは、短い期間でもいいから、例えば1ヶ月も取れなかったら2週間とかでも経験することで、  
全く取らないのとは意識の違いがあって、そこからまた理解を持つ男性が増えて進んでいくとい  
うことがあるので、そういうことを含めていろいろ細かい工夫をしながら進めていっていただ  
きたいと思います。因みに医学部の学生に年に1回くらい話をする機会があって、この関連の話題  
で言えば、男性もぜひ育児休業を取りなさいと。1ヶ月が無理なら2週間、2週間が無理なら1  
週間でもいいから取りなさい。1週間も取れないということはない、どんな忙しい職場でも例え  
ば1週間って言えば、海外の学会に行ったら、あっという間に1週間です。県でやった  
ことなんですけど、医学部の学生にアンケートを取ったら、確か3分の1くらいだったと思いま  
すが、数字はちょっとはつきりしませんけど、3割くらいの男子学生が、機会があったら育児休  
業は取ってみたいという気持ちはあるという結果が出ております。一般の男性も気持ちで言え  
ば取ってみたいということは大いにあるだろうけど、その中のハードルがやっぱり職場に迷惑を  
かけるということ以上に、やっぱり収入の問題があるとかですね、いろいろですけども、そう  
いうことで短い期間でも取るように勧めれば、この数字は上がると思います。

会長：どうもありがとうございました。内海委員のご意見もとても重要なものでして、今後、県  
の方でも、この審議会の持ち方も含めてですけども、この指標の作成の仕方についても、今後  
ご検討をいただければと思います。

内海委員：育休なんていうのは、取れる幅が決まっているわけですよ。60、70じゃ取りようがない。だからそこをターゲットにしてどうするかっていう、要するにそれが戦略プロジェクトだったんじゃないかと思うんです。それをやらないで、ただ数字を気にしているだけじゃね。取れそうな年齢を見て、じゃそういう会社もいろいろあるでしょうし、シルバー人材センターみたいなところで云々というのはよくないわけで。そういうようなもう少しターゲットを決めて戦略的にやっていくということをするれば、青森県はそんなにお金をかけなくても、むしろ効率よくできるんじゃないか。それをやることだって言うんですよ。その発想に変えませんかっていうことを先程僕は申し上げたんです。

会長：では、指標のことに关しましても、いろいろご意見があるかもしれませんが、以上でこの案件については締めさせていただきます。よろしいでしょうか？ では、次の...はい、どうぞ。

事務局(高田課長)：今いただいた、指標に関するご意見ですが、プランの見直しが間近に迫っておりますので、その時にはぜひ反映させていくつもりで考えておりました。実は今回の指標の決定に至る過程では、40から50、60くらいの指標をざっと並べてみまして、どの指標が県として、最も責任を負える数字なのか、例えばいろんなデータ、いろんな数字ではあるんですが、県としてはどんなに頑張っても責任を持って、これを上げたり下げたりみたいなことができないようなデータもございませぬ。確かに男女共同参画推進の絶対的な目安となる指標となり得るものもあるんですが、そこに関して県が責任を負うことができないものは、やはり挙げられないのかなあということで、関連の施策を担当しております部局と十分話し合いをしながら、この数字であれば何とか私たちが努力をして、あるいは関係機関と連携をしながら、アップを目指せるのではないかとこのことを挙げさせていただいて、次のプランの策定の時期まで何とかこの数字で頑張ってみようということで設定させてもらった数字です。今回も非常に貴重なご意見がいろいろございますので、ぜひそれに対しましては、次の策定まであと1年ちょっといったところですので、なんとかこの数字を目標としながら、それを進めながらも、なおかつ、よりよい指標となるべきものがあれば、次の機会に皆さまのご意見を入れて進めていくということで、なんとかご了承をいただければと思います。

会長：では、今、高田課長さんからお話がありましたように、そのことを期待してこの案件については、以上で終了させていただきたい、あ、はい、北村委員。北村委員につきましては、すみません、最初の私の挨拶のところで言いそびれまして、2月までという短期ですけれども、ぜひよろしく願いいたします。どうぞ。

北村委員：これまでの経緯がわからなかったものですから、皆様のご発言を伺っていたところでございますけれども、本日は非常に重要なチャンスであると、今、高田課長からも、ここで出た意見はぜひ間近に迫っている見直しに反映いたしますというお言葉をいただいたところから、ちょっと感じたことを申し上げさせていただきます。基本目標の のところで、県が設置している各審議会等の女性の委員の比率というものをずっと昔からこれは挙げてきているところでございますが、県内の各市町村については、各自治体に任せるところではあるかと思いますが、県としてのリーダーシップと言いますか、そこら辺の啓蒙をいつも諦めずに続けるというような視点で、どんなふうに表示するのか、先程来、県内の数字がいろいろなところに見ることができないと現状が把握できないというお言葉が出たところではありますが、ここは重要ではなからうかなあというような感じを受けたところでございます。

それから、各審議会において政策や方針決定について女性が意見を述べる場というのはとても重要なのですが、働く女性たちが各企業で、それから県のプランにも盛り込まれていますが、県

庁内での県職員の女性の登用、これはきっちりデータが出ていますけど、民間企業で働く女性たちの管理職の登用状況、私 40 年来、北村知事の頃から女性の管理職への登用は、まず県庁がモデルを示せと。そうすると企業がついていくではないかということをお願いしてきているのですが、この企業の女性の管理職登用の実態というのは、県としてなかなか調査できないかもしれませんが、先程基本目標の のところに、県が行っている調査、中小企業に対して 1 千社でしたかね、バックデータとして使ってらっしゃる調査があるみたいですが、こういうものに今後、女性の管理職登用をどう考えるか、実態はどうかというような項目を設けて調査することができますよね。今後の話ですから、お願いしたいと思います。

それから一度基本目標 のところの女性人材バンクの登録数なんですけど、これも人材をきっちり把握していくという意味で大切だと思うんですが、私個人なんかも、県から例えば農林部の方からも、人材バンク的なものの登録をずっと以前から求められていて、春が来るといつもその更新、それから社会教育センターですか、それから、もちろん国からも何箇所も来る。国はしょうがないんですけども、県は何かこう整合性をもってできないかなあいつも感じているところがございます。専門分野はちゃんと書く項目があるわけですから、農林関係は農林部でとかというふうにする必要はないわけですね、一本化できると思うんですね。まあ将来に向けてご検討いただければよりよい人材も集まり、またきっちり数字が掌握できるんじゃないかなあと思います。それから育児休業部分で、本当に先程、村岡先生の方から男性の長い休日ではなくて、青森方式、知恵を絞って、1 日でもみんな取ってみようというスローガンとかが、青森県民の場合必要な、何でも全国で最下位で本当に恥ずかしいなあと思って暮らしておりますので、なんかそう知恵を絞った、県でスローガンを設けていただければ。それから今日は斉藤さんがいらっしゃいますけども、農業情勢に関わる分野で家族経営協定を数値にしていますが、たくさんのデータがある中で、課長も今おっしゃってましたけれども、農業情勢について、政策決定の場で意見を申し述べるができる農業委員とかの数はやはり少ないですね。本部の方にデータがありますけれども。それから県が認定している農業経営士や青年農業経営士ですね、女性も増えていますが、このところをもうちょっとうまく数字で盛り込めないかなあ。そうすると農業をわからない方々も、青森県の農業女性は頑張っているんだなあ、応援しようというようなところにもつながるのではなからうかと感じたところがございます。以上でございます。

会長：どうも多方面に渡りまして、貴重なご意見ありがとうございました。今お話にもありましたが、完全ではないんですけども、いくつかのデータがこれからお話いただきます青森県の男女共同参画の現状と施策の方にも盛り込まれておりますので、そちらの方の説明に入っていただきたいと思います。ちょっと時間が押してございますので、大変申し訳ございませんが、要点のみ簡単にご説明いただければありがたいと思います。

事務局（小川）：それでは案件(2)の平成 21 年度版「青森県の男女共同参画の現状と施策」について、簡単にご説明いたします。お手元に配布してあります冊子をご覧になっていただきたいと思います。

当冊子の作成の目的についてですが、青森県男女共同参画推進条例第 7 条に「知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。」とされておりますので、毎年、男女共同参画に関する青森県版のいわゆるこの「白書」を作成し当審議会に報告するとともに、関係機関へ配布、ホームページへの掲載などを行っております。

表紙ですが、タイトルの下に「新あおもり男女共同参画プラン 21」の大目標であります「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」を載せてございます。それでは目次を開いていただきたいと思います。第 1 部から第 3 部までの 3 部構成になっております。第 1 部は「新あおもり男

女共同参画プラン21」の体系に沿った形で、主に統計データから青森県の現状を説明しております。第2部は同じく新プランの体系に沿って、県としてどのような取組が行われているのか、つまり、具体的な県の事業につきまして、平成20年度の実績と平成21年度の計画を記載しております。第3部は資料編として関連データ、関係法令、相談窓口等について掲載しております。

それでは第1部について、かいつまんでご説明いたします。第1部は先程説明したとおり、青森県の現状を各種データで説明しておりますが、例えば12頁をご覧ください。12頁には表3に平成元年以降の県の審議会委員への女性委員の登用状況が載せてございます。今年度版からは全国平均との比較もできるようにということで、グラフを次の頁に載せております。図4でございます。本県は全国平均より少し高い状況になっております。

続きまして、66頁をご覧ください。表の63ですが、市町村の男女共同参画基本計画の策定状況が策定順に一覧にして載せてあります。隣の67頁の図21が今年度から追加したグラフですが、本県は全国平均よりまだまだ低い状況になっております。

続きまして、86頁をお開きください。新プランの体系図ということで、5つの基本目標と、14の重点目標が掲げられております。87頁から93頁までは14の重点目標にぶら下がります施策の方向と具体的施策まで細かに載せてあるものです。

そして94頁には、先程ご説明しました10項目の指標について載せてございます。

隣の95頁からですが、県庁が取り組んでいる具体的関連事業の一覧表を掲載しております。これも新プランの体系に沿って、先程ご覧いただいた87頁以降の重点目標と施策の方向、具体的施策に対応した県庁の事業名、担当課名が一覧となって載せてあります。

続きまして、103頁をご覧になっていただきたいと思います。ここからは具体的な事業内容を載せてございます。まずこの103頁ですが、基本目標 政策方針決定過程への女性の参画拡大、その重点目標2、女性の人材養成と情報の提供の1「政策・方針決定過程へ参画できる人材の育成」ということで、「あおもりウィメンズアカデミー」を実施しております。このアカデミーは男女共同参画に関するさまざまな課題の解消に向けて、問題意識を持って政策方針決定の場に参画し即戦力として活用できる女性人材の養成を目的としております。これまで行っておりました「あおもり女性大学」、これは平成11年度から19年度まで行っておりましたが、その上位の講座として平成20年度には「農林水産」と「自然環境」の分野に重点をおいた講座を行っています。21年度につきましては、男女共同参画センターへ事業を移管しまして、「社会保障」、「地域医療」、「労働」の分野に重点をおいた講座を実施しております。表79が20年度のカリキュラム、次の頁の表80は21年度のカリキュラムとなっております。

続きまして、115頁をお開きください。ここの4の「子育て支援対策の充実」ということで事業がありますが、次の頁の116頁に当課の事業がございまして、(6)「子育て世代応援事業」です。これは男女が共に育児に携わり安心して子育てができる環境を推進するため、子育て世代が抱えている不安の内容やニーズ、父親の子育ての関与度などの実態把握調査を実施し、男女共同参画の視点を取り入れた子育て支援プログラムや、地域の特性に配慮した支援体制などを整理検討することにしております。実際にはこの事業におきまして今年度、実態把握ということで乳幼児を持つ母親1,500人、父親1,500人、合計3,000人にアンケート調査を実施しております。また保育士や幼稚園の先生に親たちの実態ということで400名の先生方に、乳幼児を持つ親の実態についてもアンケートを行っております。

次に、125頁をお開きください。重点目標7「青森県男女共同参画センターの充実」です。情報提供、啓発、学習等の機能充実のため、さまざまな事業を行っております。例えば、126頁のスキルアップ講座、127頁のオープンカレッジ、128頁以降の相談事業などを行っております。

なお、この男女共同参画センター「アピオあおもり」ですが、平成18年度から県の指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活用いたしまして運営経費の節減等を図っております。

次に140頁をお開きください。重点目標11の2「理解促進活動の充実・強化」の(2)「いきいき男女共同参画社会づくり事業」です。これは、平成19年度から実施している知事表彰ですが、功労賞と奨励賞の2種類があり、昨年度の功労賞は、元青森県男女共同参画推進協議会会長の成田宏子氏を、奨励賞は、NPO法人ウィメンズネット青森ほか2団体、2企業を表彰しております。本年度も引き続き募集を行っております。なお、功労賞受賞者の成田宏子さんにおかれましては、今年内閣総理大臣賞を受賞されました。

次に隣の141頁の一番下になりますが、4の意識調査、実態調査の実施であります。これは国の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、今年度、6年ぶりに男女共同参画に関する意識調査を実施いたしました。今年度は15年度の前回調査の項目にワーク・ライフ・バランスに関する項目を加えまして、県内在住の3千人にアンケート調査を実施したところです。調査結果につきましては今年度中にまとめ、来年度の白書にも掲載する予定としております。

次に142頁をご覧ください。アドバイザー派遣事業です。市町村の男女共同参画基本計画の策定を支援するため、市町村へアドバイザーを派遣する事業ですが、昨年度は表93のとおり、当審議会委員の内海委員や本間委員のご協力をいただきまして、8回派遣いたしました。このうち、七戸町、おいらせ町が昨年度中に計画を策定いたしました。今年度も引き続き、市町村を支援していきたいと考えております。

このほか、さまざまな取組が庁内各課でされておりますので、項目をまず一覧表から拾っていただき、関連事業をご覧ください願えればと思います。なお、審議会開催に関わりなく、お聞きになりたいことがあればそれぞれの取組について、いつでも当課にご照会願えればと思います。

最後になりますが、151頁をご覧ください。今までの関連事業の県予算を掲載しております。右端の前年度との比較増減額の欄を見るとマイナス部分もありますが、153頁の合計欄を見ますとトータルで約3億8千300万円のプラスになっております。21年度には、151頁の主要事業5(4)子育て支援対策の充実、これは保育所等整備事業でございますけれども、これが中心になって多くなっております。152頁の10(2)妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実ということで、これも3億円ほど伸びておりますが、これは妊産婦検診の公費負担の助成の拡大です。今までは5回まで助成していたものを14回目まで拡大するというので9回分増加した分ということです。

以上大変駆け足の説明になってしまいましたが、以上でございます。

会長：どうもありがとうございました。すいません、少し慌てさせてしまいました。事前にお届けしてありましたので、でもご覧になる余裕がなかったかもしれませんけれども、簡単に主要な部分についてご説明いただきました。ご説明していただいた部分に限らず、ご意見をいただければと思います。これが、先程おっしゃいました条例に基づく正式な報告書ということになりますので、ぜひご意見をいただきたいと思います。事業についてのご報告でもありますので、事業に関するご意見がございましたら、お出しいただければ、また次年度の事業に反映させることができるのではないかと思います。いかがでしょうか？ 皆さまからご意見があるかもしれませんが、私からご意見を申し上げてもよろしいでしょうか？ まず一つ、男女共同参画推進員という方たちが委嘱されていると思いますが、その方々の活動については、この報告書の中では、どこに記載されているのでしょうか？ 私、ざーっと見たところでは、よくわからなかったもので、その部分をお教えいただきたいと思います。で、それにつきまして、ちょっと意見がございます。すいません、何頁でしょうか？

事務局(小川)：はい。113頁の、地域社会における男女共同参画の促進の(1)と(2)でございます。

会長：それでこれにつきましてなのですが、今日、成田委員もご欠席なのですが、私自身が関わっている方々の中から、この推進員をされている方々が沢山いらっしゃいまして、何年か前からいろいろな苦情が出ております。実際、委嘱される方は地域の中で、男女共同参画を推進するために貢献したいという思いで参加されているということなのですが、その地域での活動は非常にバラつきがあって、そして、その推進員の中での意見も非常に差があると。そのため、きちんと共通理解を持って進めるということができない状態にあるというふうに伺っております。まあ、あおり女性大学のようなところを卒業された方については、男女共同参画についてきっちり学ばれた上で参加されていると思いますが、別のルートからご参加されたような方々につきましては、やはり男女共同参画について十分な理解がないまま、熱意ということで参加されていて、そしてそのような方たちの声が非常に大きくて、やっぱり議論が分かれてしまうと活動も停滞してしまうというようなことを伺っております。で、私はそのことを踏まえて提案したいのですが、ぜひ推進員の方々全体に対して男女共同参画に関する基礎講座のような、講座という形で体系的にきちんと学んでいただく機会を提供していただけないかと思っております。で、その講座の講師として、お忙しいところ恐縮ですが、男女共同参画審議会の委員の方々もぜひ参加していただければありがたいと思っております。この方たちの力は大変大きいと思っておりますので、そのような講座での学習機会の提供を通して、共通理解としっかりした知識を身につけていただいた上で、活動に加わっていただくようにぜひお考えいただきたいと思っております。

それからもう1点、ウィメンズアカデミーに関してなのですが、今のような推進員の方々への学習機会の提供と同時に、ウィメンズアカデミーについても、参加者の中から、いろいろ異論がありまして、私の方にも届いております。基本的にあおり女性大学を終えて、第2ステージというようなことで、審議会登用を進めるための専門的な知識の提供を目指すというふうにはなっておりますが、実際には、ひどい中途半端なものになっているというのが実態だと思っております。なかなか受講者が集まらないということと、受講される方々にとっても、例えば農業の分野で、この講座で何人かの農業関係の、特に弘大の農学部先生とかのお話を聞いて、どれだけの理解が得られるのかということと、実際に講師を依頼される先生の方も、男女共同参画の視点は何も無いのに、ただ自分の専門であることを話していいのかと。実を言いますと、私、福祉分野では私の大学の同僚の先生が講師を依頼されておりまして、その先生から私に、「私のような者でよろしいのでしょうか」という不安の声が上がっております。ですから、あくまでも、ウィメンズアカデミーってというのは、男女共同参画の視点を持ってそこに入るということですので、この講座自体も男女共同参画を想定したものでなければ、意味が中途半端でありますし、かけているお金に対する費用対効果からも問題だと思っております。だから、審議会登用に関しては、これは私の意見ですけども、その審議会の場で委員として発言していただくために、必要な情報提供とか、研修というものをやっていただくようにして、むしろ素人でも入って、いろいろ新鮮な目で意見を言えばいいのではないかと思いますし、ウィメンズアカデミーにかけている費用を、先程言いました男女共同参画推進員の方々への学習機会の提供の方に振り向けてもいいのではないかと思います。で、もしそうできないのであれば、ウィメンズアカデミーを女性だけを対象にするのではなくて、男性も含めた男女共同参画を共通に学ぶ学習の場として、ぜひ再構成していただきたいと思っております。これは私の意見で、いろいろ伺っているものを踏まえた上で意見として受け止めていただければと思っております。

事務局（小川）：あの、よろしいでしょうか？ 推進員のごことは、今、会長がおっしゃったとおりですね、私も今年初めて見まして、地域等も違いますし、意識もバラバラでございました。そういう意味で、先生がご指摘したとおりのものから、少し全体的な底上げというのは必要なのかなと思っております。その機会については、何を活用するか今後考えていきたいと思っております。あとウィメンズアカデミーについては、今年で3年目ということで、今年から委託しているセンター

の方とちょっと話しているのですが、3年というのも一つの区切りですから、やり方について、卒業生などから聞いて、皆さんの意向をもとに、反省、検討してみたいと考えております。

会長：よろしくお願いいいたします。今、私の方から一方的に申し上げましたが、他に委員の方々に、実施されている事業につきまして、もう少しこんなふうにしたらどうかというご意見がありましたら。内海委員、どうぞ。

内海委員：最初のとやや一貫しているんですが、実際に町村に入っていくと、温度差を感じるんですよ。今あったように、男性がやっぱりね。この資料を事前に見てきて、学習の機会の予算が随分削られているんですよ。健康面にばーっと上乘せして結果として上がっているんだけど、年配の人も含めて男女共同参画の視点というのは段々と今薄れてきているんですよ。それはそれで定着すればいいのかもしれないんですが、しかし、それが定着していないっていうのが、それぞれの市町村で基本計画を作成しないというところに現れていると思うんですよ。やっぱりもう少し丁寧に継続して啓発事業はやっていくべきではないかと。もちろん学校でもやっているんですけどもね。そのことが僕は必要だろうと思うんです。たまたまそれに関連しているんですけども、予算の細かい中身を見たかったのはそこなんです。重点的にそういうことをやっているかどうか。二つ目は、たまたまいろんな町村でいろんな依頼があり、これ以外にも出かけてりしています。158頁と159頁に市町村の担当の窓口がありますが、これがバラバラなんですよ。企画が持っていたり、教育委員会の方であったりですね。この辺が実はね、市町村の意識、三沢のように広報広聴課にあるところなんか、一通りやって、あとはもう市民の意識を聞くんだというね、かなりこう違いもありまして、どこに置くかもひっくるめて、市町村の担当者には随分説明されているようなんですけれども、なんかそんなようなところをもう少しやっていくと、市町村の担当窓口がちゃんと決まると、それはその住民に知らしめることでもありますから。時代はもう教育委員会なんか置く時代じゃないわけです。啓発事業は終わりましたから。なんとかその辺をもう少し前へ向かっていくようなことは私たちも考える必要があるかなということが、この資料からわかります。ありがとうございます。

事務局(小川)：市町村の温度差ということは我々も感じております。それは、先程、指標の関係で知事が本部会議で指示をしたのも、住民と接している市町村こそが計画を作るように、だから担当者はそれを働きかけなさいというご指示でしたので、内海委員には、昨年は何度もご苦労いただきましたけれども、市町村の計画というものを我々も全県的に作るように働きかけていきたいと思っております。

内海委員：よろしいですか？ 計画を作る時に、市町村はまず、委員の方々を選ぶのですが、それぞれの利益団体ではないんですからね、農業関係者、教育関係者、いろんな人が出てくる。その中をまとめるのが大変なんです。実は、本当に市町村は簡単にはいかない。まず会長を誰にするかというところから始まるわけですが、凝縮されてますよ、青森県のさまざまなものが。だから私たちが余程時間をかけて、丁寧に丁寧に、しつこく巻き返しをやっていかないと、なかなか人の気持ちとかは難しいなっていうのが率直な感想です。結果としてはできてますけども。大変ですよ。回数を増やさないといけない。

会長：貴重なご意見ありがとうございました。今、内海委員の発言にもありましたように、市町村の計画作りと、それから先程申しました男女共同推進員の方々への学習機会への提供というのを、やはり連携させる形で、しかも中長期に渡ってと言いますか、少し時間をかけて丁寧にということをご希望いただければありがたいと思います。では、他にご意見があるかもしれ

ませんが、最後に予定しております育児・介護休業法の改正について、本間委員の方からご説明  
いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本間委員：今日はこのような貴重なお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。私  
の方からは、育児・介護休業法の改正に関して、二つの事項についてご説明申し上げます。

お手元に用意させていただきまして、私どもの方で使用しております広報用の資料が2種、そ  
れと今日追加させていただきましたシンポジウムのチラシでございます。今日は、この改正育児・  
介護休業法につきまして、簡単にご説明申し上げます。今回の改正は、かなり抜本的な内容にな  
っております。柱は二つでして、一つは働き方の見直し、そしてもう一つは、お父さんの育児休  
業の取得促進でございます。育児というものにつきましては、職場における男女共同参画、それ  
から家庭における男女共同参画、両方にまたがる重要な事柄だと思っておりますが、今回は、職  
場と家庭の両立という点から、さらにこの法律では、お父さんの育児休業の取得促進を明文化い  
たしました。その分につきまして申しますと、見開きの中の左側でございます。 、 、 と中  
味がありまして、一つはちょっとわかりづらいんですが、パパ・ママ育休プラスと言いますのは、  
1歳まで育児休業を取得するようなケースでは、従来の育児休業は1歳までが原則でありました  
が、夫婦、両親共々育児休業を取る場合は、1歳を超えて1歳2ヶ月まで休暇を取得できるとい  
うものです。まあ2ヶ月という短い期間ではございますが、これには意味がありまして、一方が  
育児休業を取得すると、職場復帰に慣れるまでの時間がなかなか大変なわけでございます。その  
大変さをカバーするために、もう一方の親が休業して子供の面倒をみてあげるといようなこと  
に役立てていただきたい。母親が育児休業を先にとっても構いませんし、父親が先でも構いま  
せん。それが であります。

それから、 番目、出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進でございまして、これは出  
産した後の産後休暇にあたる8週間、これは女性にとって大変な時期であります。その期間に  
つきましては、配偶者の方が専業主婦であろうとなかろうと、無条件に現行法でもお父さんは育  
児休業を取得することができます。基本的に育児休業というのは、子ども一人につき1回なんで  
すが、今回 におきましては、その原則を広げまして、このような大変な時期に育児休業を取得  
したお父さんにつきましては、もう1回育児休業を取得できるということにいたしました。

それから 番目、これはかなり実質的には大きく変わった部分なんですけれども、従来、きち  
んと法に沿った労使協定を結べば、例えば専業主婦が育児に専念できる場合は、その配偶者の育  
児休業の取得を拒否できるという仕組みがあったのですが、それを廃止いたしまして、むしろ両  
親共々育児休業を取るということを奨励する中身になっております。そうした内容につきま  
して、これは会社制度も変えますし、実際に運用するといろいろな含みも出てくるかもしれませ  
んが、とにかく、こういった決まった法律につきましては、それをきちんと実行を担保するとい  
うことで、今申しました内容というのは、来年の4月から7月の間に施行する内容ですが、これに  
先立ちまして、現行法も含めまして法律違反に対する対応、それから、法を巡るトラブルの対応  
に対して、今までよりももっと強化した制度を追加するというのが、この1枚ものでございます。

このような育児休業制度でございますが、それが、育児休業の取得促進ということも、その中  
にテーマといたしまして、今私どもは、この青いリーフレットでございますが、次世代法に基づ  
く行動計画の策定につきまして、企業の皆様に普及をお願いしております。経営者協会さんにも  
大変ご尽力いただいているところでございますが。こうした次世代法に基づく行動計画は、単に  
育児休業制度を作るだけでなく、それを取りやすい環境も合わせて用意するといった内容を主  
とするものでございますが、これについては、このくるみマークを進呈する立派な成果を出し  
た企業につきましては、認定ということを行っております。認定の一つの要件に、男性の育児  
休業取得があります。現在県内では昨年からはまり、この認定が5件になったところでありま  
して、いずれも男性の方が育児休業を取得しています。本当を言うと、もっと育児休業を取得して

いる男性がいる企業があるのですが、ちょっと認定申請をする意欲に欠けるところがあるなどして、認定には至っておりません。積極的に私も、このような男性の育児休業者のいる企業には、認定を受けてくださいと働きかけております。因みに今、認定が出ている企業でございますが、地域的に言いますと、弘前市と十和田地区、それから下北、七戸、八戸でございますが、若干地域的に偏りがあるような気もしますが、まだまだの地域につきましては、もっと重点的に取り組む必要があるかと思っております。

最後に、今回 11 月 12 日のシンポジウムのご案内でございます。11 月 12 日、厚生労働省の委託事業でございますが、父親の育児休業シンポジウムを青森で実施いたします、全国では東京・大阪・名古屋・広島・福岡そして青森でございます。これらの限られた地域での開催ですが、その内容は、新聞にも連載されていますように、中央から安藤哲也さんをコーディネーターにお招きしまして、厚生労働省から担当課長も改正育児休業法の説明をいたします。そしてご出席の方々は、いずれも認定を受けた地場の企業の方、それから男性の育児休業者、それぞれがご出席されます。この二つの企業はいずれも複数の男性の育児休業者が出ているところでございます。実際の休業日数自体はそんな長くはございませんけれども、確実に休業を取って、それが大変良かったという成果を残していらっしゃると思います。このような環境につきましては、やはり働き方の見直し自体にも取り組まれて、この厳しい経営環境の中で、仕事の効率や、社内のコミュニケーションの充実ということまで含めて、総合的な取組という点でも大変頑張られた企業の事例でございますので、ぜひ皆様もこのシンポジウムにお運びいただきたいと思いますし、各関係機関の皆様の方にもご案内をしていただければ大変幸いに存じます。私の説明は以上でございます。

会長：どうもありがとうございました。すいません、ちょっと時間の関係で、はしょっていただいて。育児・介護休業法の改正とそれに伴う働き方の見直し、父親の育児参加というのは、大変重要な施策でございますが、男女共同参画促進に大きなポイントになると思います。ぜひ皆様もご参加いただければと思います。それで残りの時間があとわずかになってしまいましたが、最初に申し上げましたように今期の審議会の最終回になりますので、これまでご発言いただけませんでした委員の方々に、最後にぜひ一言、ご意見でもご感想でも結構ですので、ご発言いただきたいと思います。ご指名で申し訳ございませんが、齊藤委員、いかがでしょうか？

齊藤（敏）委員：本日は発言しなくていいのかなあともしましたら、会長からのご指名です。実はこの新プランが平成 23 年度で終わりでございますよね？ そうすると先程、課長の方からもございましたが、新しい計画の策定に入るといような段取りがあると聞いていますが、それと県の新長期計画の生業との絡みの調整とか全体的な段取りとかも、次は誰が委員になるにしても、相当ポイントになる事項だと思いますので、ちょっとご説明いただければと思っております。

会長：すみません、それは一番最後の事務局の連絡の時に話いただいてよろしいでしょうか？

齊藤（敏）委員：はい、それ以外は特に質問がございません。

会長：今の齊藤委員からのご質問については、最後の事務局からのご連絡のところでご回答いただきたいと思います。では続きまして、吉村委員、一言よろしく願いいたします。

吉村委員：今日も皆様のご意見を伺いまして、非常に自分なりにいろいろ思うところがございましたけれども、ご専門の方が多々いらっしゃる中で、私のような素人が、こういう審議会に参加していることの意味合いなんですけども、専門性という一般の人間にとって非常に入り込みにくい部分を、要するに「素人（であること）の専門家」と私、自分の仕事を定義しておるんです

けれども、その「素人（であること）の専門家」として、どういうことを発言できるかということだけだろうと思っております。今日もいろいろご意見ありましたけれども、様々な施策、それぞれ多分こういう審議会というのを県の中でも多々お抱えになられていると思いますけれども、それぞれのお立場で、それぞれの事業を推進しようとする、財政規模がどんどん膨らんでいく、その中で優先順位を誰がどういう形でつけるのかが今多分国政レベルでも県のレベルでも市町村でも一緒だと思うんですけれども、自治体含めて 800 兆円を越える財政赤字をこのままでいいんだろうか、という状況の中で、こういう審議会も議論されているんだろうということで、私は伺っております、そういう意味では非常に考えさせられる有意義な時間だったと言うふうに思っております。皆さん、本当にありがとうございました。以上でございます。

会長：とても含蓄のあるお言葉ありがとうございました。ただ私から一言申し上げれば、吉村委員は素人の立場ではなく、メディア代表の立場としてご参加いただいていると思います。それぞれ村岡委員も他の委員もそれからこれからお話を伺います齊藤委員も、それぞれの分野のお立場で参加していただいておりますので、その意味でのご専門ということです。

吉村委員：メディア、ジャーナリズムとかマスコミというのはどういう仕事かという時に、我々の仕事は「素人（であること）の専門家」というのが我々の仕事だというふうに申し上げておきます。

会長：では、長谷川委員、よろしく願いいたします。

長谷川委員：県の高等学校の校長協会から参りました長谷川と申します。高等学校の教育現場からということでお話したいと思っております。昨年度から本県でも人権教育を伸ばしていこうということで、校長協会の方に専門委員会が作られました。もうちょっと南の方では、同和・人権ということで随分昔の頃からやっていたんですけれども、やはり東北地方は同和・人権がないので、作ろうということです。全国的に人権という感覚で、同和でなく人権という感覚で捉えて、将来福祉社会を作っていくのは生徒であるとの意識を高めていくために人権教育を推進していこうというふうな目的で活動しております。その中で、私は今、勉強したり、生徒にいろいろやっているわけで、自分たちの勉強、学校運営、それから教育活動、教科活動に大変参考になる意見ということで勉強させてもらいました。特に基本目標の 3 番、4 番、5 番は、私たちが直接生徒に実践の中で行っていることですので、こういういろいろな取り組み方があるのかと。私たちもそれを基にして、問題を解決するというよりも、もっと大きく、生徒の意識を高めていって、次の社会を担う子供たちを作るという形で行っていますので、問題点をいろいろと教えていただいて、大変今日は参考になったと思っております。現在の高校生の意識について、私の見た感じだけで言うと、男女共同というよりも、どちらかというと女子の方が元気があって、生徒会長あたりも県内見ますとだいぶ女子のほうが多いですし、各委員会・部活動も女子がしっかり頑張っているという状況ですので、こういう共同参画という政策をしなくても、男女が一緒に活動してくれる社会が近々来るのではないかと私は楽観的に思っております。

会長：どうも心強いご意見ありがとうございました。では、最後になりましたが、齊藤久子委員、よろしく願いいたします。

齊藤（久）委員：ViC ウーマン代表として、昨年からここにお邪魔させていただきまして、非常に貴重なご意見やいろいろなことを聞かせていただき、学ぶものがいっぱいございました。来年春はきっとここへは来れないだろうと思っておりますので、要望でございます。県の方や関係機関の

方々から、私たち農村女性リーダーに大変ご支援いただき、いろんなことを学ばせていただきながら、地域でいろいろな活動をして頑張っております。でも、私、最近思うのですが、私たちがViCウーマンに認定された時には、認定証書をいただくまでに、本当にいろんな勉強を積み重ねて、やっとの思いで、すごく素敵なバッチをいただいた記憶がございます。そしてそのバッチを付けた時には、身が引き締まるような思いがして、このバッチをつけて、明日から県内の他のViCウーマンたちと手をつなぎ一生懸命頑張ろうと思ったものでした。ところが最近、その段階を踏まずにViCウーマンに認定されている人が多いのです。ですので、なんとか県の方も関係機関も、もっと学習して、本当にいろんな思いをしながら、ViCウーマンになったんだ、頑張らなければならないんだというViCウーマンとしての自覚を持つような、そういう学習の機会がもっとあればいいのではと思っておりました。これを一つだけお願いして終わりにします。ありがとうございました。

会長：どうも大変貴重なご意見ありがとうございました。では、先程、齊藤敏郎委員からご質問がありましたことについて、事務局から回答願います。

事務局(小川)：新しいプランについての調整というお話だったと思います。もちろん県の新しい基本計画が昨年出来ましたので、それに則っていく事もあります。国の計画が改定作業に入っておりますので、やはりその計画をにらみながら、その中に青森県の特徴を出した計画を作っていくことになると思っておられます。今言えるところはその位しかございません。詳しくわかりましたら、皆さんに計画の方はしっかりお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

会長：よろしいでしょうか？ どうもありがとうございました。はい、どうぞ。

北村委員：「現状と施策」の中の第5節の青森県男女共同参画センターのところですが、私は運営委員にもなったものですから、関心を持って読みました。先程グループマネージャーの方から、口頭で、指定管理者が運営しておりますという説明がありましたが、これは文言で入れる必要はなからうかと思うんですよ。ここにね。次長さんが、指標の予算について知りたいとのご質問に対するご回答の中で、乳児の死亡率にはすごいお金を使っている、予算がついているんだというお話がありましたが、そうじゃなくて、男女共同参画センターに莫大なお金、県費を使っていますよね。ですからこの充実というか、よりどころ、拠点ですから、その運営を指定管理者がやっていると。それを県民の目でいつも厳しく見つめていかなければならないというのが、指定管理者の置かれる立場なんですね、見られるという。ですから、みんなでウオッチングしていくという意味からも、やっぱり文言として、運営しているのは指定管理者です、どここの会社です、ということはやっぱり公表すべきではなからうかと感じました。

それからもう1点、佐藤議長さん、本日お疲れ様でしたが、ご意見の中に本当にウィメンズアカデミーのこれからの方向性、その前身の女性大学、昔は私も派遣していただいた、女性の海外派遣というのがありました。また、文部省と国立女性教育会館等へ、県から2人とか3人とか1年に1回くらい行ったんですね。1ヶ月くらい行ったものでした、そういう時代の変遷の中で、これからの学びの機会をさっき齊藤久子委員もおっしゃったけれども、お金も無い時代だし、こういう研修のあり方が望まれるのかということは、県庁内だけで検討するのではなく、審議会の皆さんのご意見をお聞きになって方針を定めていただきたいと強く感じたところです。

会長：どうもありがとうございました。前半で時間を取ってしまいましたので、後半押して少し時間をオーバーしてしまいました。私の不手際です。どうも申し訳ございません。では、一応今日は議題を終わりますが、事務局の方から何かご連絡がありますでしょうか？ それでは終了さ

せていただきたいと思います。よろしいでしょうか。では、まだ任期は2月までございますけれども、来年度もお目にかかると思いますが、前の説明会も含めまして本当にご尽力いただきまして、ありがとうございました。事務局の皆様にもいろいろご苦勞があったことと思います。どうもご苦勞様でした。ではこれで終了させていただきます。